

熊本県公報

号外 第 16 号の 13
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………(教育政策課) 1
- 熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則……………(") 1
- 熊本県立少年自然の家管理規則の一部を改正する規則……………(") 2
- 熊本県立青年の家管理規則の一部を改正する規則……………(") 2
- 熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 3
- 熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則……………(") 3
- 熊本県立美術館組織規則の一部を改正する規則……………(") 3
- 熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 3
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………(学校人事課) 4
- 教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法(告示)の一部改正……………(") 11
- 熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令……………(教育政策課) 12
- 熊本県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令……………(") 12
- 熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令……………(") 12
- 熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令……………(") 12

登 載 依 頼

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 12 号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和 36 年熊本県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し及び同条第 1 項中「吏員」を「職員」に、「及び一般職員」を「、一般職員の職及び技能労務職員(地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。)」に改め、同条第 2 項中「別表第 5 に」の次に「、技能労務職員の職は、別表第 6 に」を加え、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 技能労務職員の職にある職員は、上司の命を受け、業務に従事する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6

技能労務職員の職
技師

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 13 号

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則
熊本県立図書館組織規則(昭和 33 年熊本県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 4 条関係)

役付職員	館長 副館長 館付 課長 主幹 係長 参事 文学館長 文学館副館長
一般職員	主任主事 主任技師 主事 技師
	(専門的職員) 主任司書 司書

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立少年自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 14 号

熊本県立少年自然の家管理規則の一部を改正する規則
熊本県立少年自然の家管理規則（昭和 49 年熊本県教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し及び同条第 1 項中「吏員」を「職員」に改め、同条第 2 項第 1 表役付職員の職の欄中「所長」の次に「副所長」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 所長は非常勤とすることができる。

第 3 条中第 5 項を第 6 項とし、第 3 項及び第 4 項を 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項中「特命の担当事務を処理する」を「上司の命を受け、所管事務を掌理する」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 副所長は、所長を補佐する。

第 5 条第 1 項中「所長があらかじめ指定した職員」を「副所長」に改め、同条第 3 項中「前各項」を「前 3 項」に改め、同項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 所長、副所長ともに事故があるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、所長が指定した者がその事務を代決する。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立青年の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 15 号

熊本県立青年の家管理規則の一部を改正する規則
熊本県立青年の家管理規則（昭和 47 年熊本県教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し及び同条第 1 項中「吏員」を「職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 所長は非常勤とすることができる。

第 3 条第 3 項中「特命の担当事務を処理する」を「上司の命を受け、所管事務を掌理する」に改める。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 16 号

熊本県立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立青少年の家条例施行規則（平成 10 年熊本県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

- 第 4 条第 1 項中「吏員相当」を「職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 3 所長は非常勤とすることができる。
- 第 5 条第 3 項中「特命の担当事務を処理する」を「上司の命を受け、所管事務を掌理する」に改める。
- 第 7 条第 2 項中「所長があらかじめ」を「あらかじめ教育長の承認を得て、所長が」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 17 号

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則
熊本県立教育センター規則（昭和 46 年熊本県教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条の表中「第一研修部」を「教科教育研修部」に、「第二研修部」を「教育経営研修部」に、「第三研修部」を「情報教育研修部」に改める。
- 第 3 条中「第一研修部」を「教科教育研修部」に、「第二研修部」を「教育経営研修部」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に、「第三研修部」を「情報教育研修部」に改める。
- 第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「吏員」を「職員」に改める。
- 第 6 条を削る。
- 第 7 条第 10 項を削り、同条を第 6 条とする。
- 第 8 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立美術館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 18 号

熊本県立美術館組織規則の一部を改正する規則
熊本県立美術館組織規則（昭和 50 年熊本県教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 1 項第 1 号中「総務課」を「総務企画課」に改め、同条第 2 項を削る。
- 第 3 条第 1 項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同条第 2 項を削る。
- 第 4 条の見出し及び同条第 1 項中「吏員」を「職員」に改め、同条第 2 項第 1 表中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">役付職員の職</td></tr> <tr><td>館長</td></tr> <tr><td>副館長</td></tr> <tr><td>課長</td></tr> <tr><td>主幹</td></tr> <tr><td>係長</td></tr> <tr><td>参事</td></tr> </table>	役付職員の職	館長	副館長	課長	主幹	係長	参事	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">役付職員の職</td></tr> <tr><td>館長</td></tr> <tr><td>副館長</td></tr> <tr><td>教育審議員</td></tr> <tr><td>課長</td></tr> <tr><td>主幹</td></tr> <tr><td>参事</td></tr> </table>	役付職員の職	館長	副館長	教育審議員	課長	主幹	参事	に改める。
役付職員の職																	
館長																	
副館長																	
課長																	
主幹																	
係長																	
参事																	
役付職員の職																	
館長																	
副館長																	
教育審議員																	
課長																	
主幹																	
参事																	

- 第 5 条を削る。
- 第 6 条中第 8 項を削り、同条第 6 項及び第 7 項を 1 項ずつ繰り下げ、同条第 5 項中「係長及び」を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「特命の担当事務を処理する」を「上司の命を受け、所管事務を掌理する」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 5 条とする。

- 3 教育審議員は、上司の命を受け、美術館の運営に関する重要な事項を審議する。

第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 19 号

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成 3 年熊本県教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「吏員相当」を「職員」に改め、同条第 2 項第 1 表役付職員の職の欄中「館長」の次に「教育審議員」を加える。

第 5 条中第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項中「特命の担当事務を処理する」を「上司の命を受け、所管事務を掌理する」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 教育審議員は、上司の命を受け、装飾古墳館の運営に関する重要な事項を審議する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 20 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年熊本県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第 15 条の見出し中「特殊教科」を「自立教科」に改め、同条中「盲学校及び聾学校の特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改める。

第 22 条の見出し中「特殊教科」を「自立教科」に改め、同条第 1 項中「特殊教科教諭の普通免許状又は臨時免許状」を「自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状」に改め、同条第 2 項中「特殊教科臨時免許状」を「自立教科臨時免許状」に改める。

第 26 条中「、盲学校、聾学校、養護学校」を削る。

第 26 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（新教育領域追加の出願）

第 26 条の 3 免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許状に新教育領域の追加を願い出る者は、次の書類を提出しなければならない。

（1）教育職員免許状の新教育領域追加願（別記第 18 号様式）

（2）履歴書（別記第 4 号様式）

（3）単位修得証明書

（4）新教育領域を追加して定める免許状の原本

2 免許法別表第 1 の所要資格を取得し、免許状に新教育領域の追加を願い出る者は、前項の規定によるのほか、必要に応じ、学位又は在学に関する証明書を添えて提出しなければならない。

3 教育職員検定により免許状に新教育領域の追加を願い出る者は、第 1 項の規定によるのほか、次の書類を添えて提出しなければならない。

（1）人物に関する証明書（別記第 6 号様式）

（2）身体に関する証明書（別記第 7 号様式）

（3）実務成績証明書（別記第 5 号様式）

第 37 条中「再交付」の次に「、新教育領域の追加」を加える。

別記第 3 号様式を次のように改める。

県 収 入 証 紙
て ん 付 欄

別記第 3 号様式

教育職員免許状^{授与}交付_願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

本 籍 地 (都道府県のみ)									
現 住 所	〒								
		電話							
現在勤務校		電話							
フリガナ 氏 名		印							

私は、下記の教育職員免許状を^{授与}交付_願していただきたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

なお、私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項各号に該当する者でないことを誓約します。

記

免 許 状 の 種 類	教 科 名 (又は特別支援教育領域名)	免 許 状 種 類	教 科
学校教諭 免許状			
学校教諭 免許状			
学校教諭 免許状			
学校教諭 免許状			
教諭 免許状			
教諭 免許状			

- 注 1 申請人の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ^{授与}交付_願 は一方を=で消してください。
- 3 太線枠内は記入しないでください。

(備考)

- 手数料は、免許状一通につき (中学校及び高等学校の免許状の場合は教科ごとに)、大学新卒者等に対する免許状の授与の場合は 3,300 円、臨時免許状の授与の場合は 3,400 円、上級免許状への上進及び経歴等 (施行法第 2 条) による授与の場合は 5,000 円、旧免許状切替 (施行法第 1 条) による交付の場合は 1,100 円です。
- 納入方法は、県収入証紙を最寄りの証紙売りさばき人より購入し願書の証紙てん付欄にてん付してください。

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式

<h2 style="margin: 0;">実務成績証明書</h2> <p style="margin: 5px 0;">本 籍 地 (都道府県名のみ)</p> <p style="margin: 5px 0;">現 住 所</p> <p style="margin: 5px 0;">氏 名</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日生</p>			
勤 務 期 間	勤務した学校名及び職名	担当教科名 (又は特別支援教育領域名)	勤 務 成 績
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
勤務しなかった期間	事由(休職、産休、育休、病休等の別)	勤務しなかった期間	事由(休職、産休、育休、病休等の別)
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	
<p>上記のとおり副申する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属長 職 氏名 印</p>			
<p>上記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所轄庁 (市町村教育委員会) 又は理事長 印</p>			

- 注 1 勤務成績欄は、良好又は良好でない旨記入すること。
- 2 日本人学校に派遣されていた期間については、別に文部科学大臣から証明を受けること。
- 3 私立学校の教職員は、学校法人にあっては理事長、それ以外の場合にあっては設置者から証明を受けること。

別記第 13 号様式を次のように改める。

県 収 入 証 紙
て ん 付 欄

別記第 13 号様式 (第 35 条関係)

教育職員免許状書換願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

現住所	〒	電話
現在勤務校		電話
フリガナ氏名		
生年月日		年 月 日

私は、下記のとおり身上に関する事項を変更しましたので、次の教育職員免許状を書換えていただくよう、免許状原本及び戸籍抄本を添えて申請します。

免許状の種類	教科名 (又は特別支援教育領域名)	番号	授与又は交付年月日	免許状種類			教科		
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						

記

変 更 前	本籍地 (都道府県名のみ)	
	フリガナ氏名	
変 更 後	本籍地 (都道府県名のみ)	
	フリガナ氏名	

書換事由年月日	年 月 日
書換事由	

- 注 1 太線枠内は、記入しないこと。
- 2 同一都道府県内での本籍地の変更は、手続不要です。
- (備考)
- 手数料は、免許状一通につき (中学校及び高等学校の免許状は教科ごと) 870 円である。納入方法は、県収入証紙を最寄りの収入証紙売さばき人より購入し、願書の証紙てん付欄にてん付すること。

別記第 14 号様式を次のように改める。

県 収 入 証 紙
て ん 付 欄

別記第 14 号様式 (第 35 条関係)

教育職員免許状再交付願					
					年 月 日
熊本県教育委員会 様					
本 籍 地 (都道府県のみ)					
現 住 所	〒			電話	
現 在 勤 務 校				電話	
フリ ガ ナ 氏 名					
生 年 月 日		年	月	日	

私は、別紙の理由により、下記の教育職員免許状 破損
紛失 をしたので、その再交付を申請します。

記

免許状の種類	教科名 (又は特別支援教育領域名)	番号	授与又は交付年月日	免許状種類	教科
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

- 注 1 太線枠内は記入しないこと。
- 2 事由は、破損又は紛失等の事由について具体的に記述すること。
- 3 破損 紛失 は一方を=で消すこと。
- (備考)
- ・ 手数料は、免許状一通につき (中学校及び高等学校の免許状は教科ごと) 1,100 円である。納入方法は、県収入証紙を最寄の収入証紙売さばき人より購入し、願書の証紙でん付欄にてん付すること。

別記第 17 号様式を次のように改める。

県 収 入 証 紙
て ん 付 欄

別記第 17 号様式 (第 38 条関係)

授与証明書交付願					
熊本県教育委員会 様					
本 籍 地 (都道府県のみ)					
現 住 所	〒				電話
現 在 勤 務 校					電話
フリガナ 氏 名					
生 年 月 日	年 月 日				
_____ のために必要ですので、下記 免許状授与証明書の交付をお願いします。 記					
免許状の種類	教科名 (又は特別支援教育領域名)	番号	授与又は交付年月日	免許状 種 類	教科
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
最終卒業学校名					
卒業年月日	年 月 日				
年 月 日					
氏 名					
印					

注 1 申請人の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 太線枠内は記入しないこと。

(備考)

・ 手数料は、免許状一通につき (中学校及び高等学校の免許状は教科ごと) 400 円である。納入方法は、県収入証紙を最寄の収入証紙売さばき人より購入し、願書の証紙てん付欄にてん付すること。

別記第 17 号様式の次に次の 1 様式を加える。

県 収 入 証 紙
て ん 付 欄

別記第 18 号様式

教育職員免許状の新教育領域追加願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

本 籍 地（都道府県のみ）					
現 住 所	〒				
		電話			
現在勤務校		電話			
フリガナ 氏 名		印			

私は、教育職員免許状第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、私が有する特別支援学校教諭免許状に、新たに特別支援教育領域を追加して定めていただきたいので、免許状原本及び別紙関係書類を添えて申請します。

なお、私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項各号に該当する者でないことを誓約します。

記

免許状の種類	番号	授与又は交付年月日	免許状種類
特別支援学校教諭 種免許状		年 月 日	

既に定められている特別支援教育領域名	追加して定める特別支援教育領域名
に関する教育領域	に関する教育領域
に関する教育領域	に関する教育領域
に関する教育領域	に関する教育領域
に関する教育領域	に関する教育領域

注 1 申請人の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 太線枠内は記入しないでください。

（備考）

- ・ 手数料は、追加して定める特別支援教育領域の数に関わらず、免許法別表第 1 の所要資格を得た場合（学位等の基礎資格を有し、課程認定を有する大学等で必要単位数を修得した場合）は 3,300 円、免許法別表第 7 の所要資格を得た場合（基礎となる免許状取得後、必要とする在職年数及び単位数を満たした場合）は 5,000 円、臨時免許状への追加の場合は 3,400 円です。
- ・ 納入方法は、県収入証紙を最寄りの証紙売りさばき人より購入し願書の証紙てん付欄にてん付してください。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 3 号

教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法の一部を改正する告示
教育職員免許状に関する規則第 9 条に定める単位修得方法（平成 12 年 2 月 4 日教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項第 9 号を次のように改める。

(9) 特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合

特別支援教育に関する科目	最低修得単位数				(計)
	第1欄	第2欄		第3欄	
	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
修得することを必要とする単位数		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
4又は6	1	2		1	(4)
15	15(備考第5号参照)				15

備考

- 1 第 1 欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 2 修得することを必要とする単位数が「4 又は 6」の場合の第 2 欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1 又は 2 以上の免許状教育領域（免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第 4 号及び第 5 号においても同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ 1 単位以上
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する科目について 1 単位以上（当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目を含むものとする。）
- 3 第 3 欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 4 修得することを必要とする単位数が「4 又は 6」の場合、特別支援教育に関する科目の最低修得単位数（4）を超える単位数については、免許状教育領域の種類に応じ、この表に掲げる特別支援教育に関する科目のほか、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 5 修得することを必要とする単位数が「15」の場合、免許状教育領域の種類に応じ、この表に掲げる特別支援教育に関する科目のほか、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 6 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、備考第 2 号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 7 前号の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受け

ようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。

附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 2 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県生涯学習事務所処務規程（平成 14 年熊本県教育委員会訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 3 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会表彰規程（平成 3 年熊本県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 4 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育事務所処務規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「特命の担当事務を処理する」を「上司の命を受け、所管事務を掌理する」に改める。

第 5 条第 11 号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 5 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 9 項中「特命の担当事務を処理する」を「上司の命を受け、所管事務を掌理する」に改める。

別表第 1（第 3 条関係）中

<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">福利厚生課</td> <td style="padding: 2px;">福祉班 給付班</td> </tr> </table>	福利厚生課	福祉班 給付班	を	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">福利厚生課</td> <td style="padding: 2px;">福祉係 給付班</td> </tr> </table>	福利厚生課	福祉係 給付班	に、
福利厚生課	福祉班 給付班						
福利厚生課	福祉係 給付班						
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">体育保健課</td> <td style="padding: 2px;">総務係</td> </tr> </table>	体育保健課	総務係		<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">体育保健課</td> <td style="padding: 2px;">総務係</td> </tr> </table>	体育保健課	総務係	
体育保健課	総務係						
体育保健課	総務係						

学校体育係 生涯スポーツ班 競技スポーツ班 健康教育係	を	学校体育係 生涯スポーツ係 競技スポーツ係 健康教育係	に改める。
--------------------------------------	---	--------------------------------------	-------

別表第 4（第 6 条、第 8 条関係）中

	分掌事務	教 育 長 専決事項	教育次長 専決事項	課 長 専決事項	係 長 専決事項
教育政策課	6 教育庁等の職員 の人事及び研修に 関すること。		1 出納員及び会計 職員 の命免に伴う事務 吏員の 内申に 関すること。		
高校教育課	1 県立学校にお ける教育に 関し、 次に掲 げる事 務を行 うこと。				
	(9) 児童、生徒 の就学 に 関すること。			1 特殊教育諸 学校の 学校指 定に 関すること。	
	(13) 心身障害 児 審査 委員 会に 関 する こと。		1 重複障害 児の 認定 に 関 する こと。	1 心身障害 児 審 査 委 員 会 の 開 催 に 関 する こと。 2 審査 依 頼 に 関 する こと。	
義務教育課	6 学校給食に 関し、 次に 掲 げる 事 務 を 行 う こ と。				
	(4) 学校栄養 職 員 の 研 修 に 関 する こ と。		1 学校栄養 職員 の 初 任 者 研 修 及 び 経 験 者 研 修 計 画 ・ 報 告 に 関 する こ と。	1 学校栄養 職員 の 初 任 者 研 修 及 び 経 験 者 研 修 に 関 する こ と。	
学校人事課	1 学校職員 の 任 免 、 服 務 、 表 彰 そ の 他 人 事 に 関 する こ と。	1 学校職員 の 任 免 、 分 限 、 懲 戒 に 関 する こ と (教育 委員 会 付 議 事 項 、 実 習 助 手 、 寄 宿 舎 指 導 員 、 技 能 労 務 職 員 、 教 務 主 任 等 及 び 県 立 特 殊 教 育 諸 学 校 の 主 事 の 任 免 を 除 く。)	1 県立学校 の 実 習 助 手 、 寄 宿 舎 指 導 員 の 任 免 に 関 する こ と。	3 教務主任 等 並 び に 県 立 特 殊 教 育 諸 学 校 の 小 学 部 、 中 学 部 及 び 高 等 部 の 各 部 の 主 事 の 任 免 に 関 する こ と。	
	3 学校職員 の 給 与 そ の 他 の 勤 務 条 件 に 関 する こ と。	1 昇格及 び 昇 給 の 発 令 に 関 する こ と。			1 退職及 び 死 亡 に 伴 う 特 別 昇 給 に 関 する こ と。 2 単身 赴 任 手 当

				の決定に関する こと。	
	6 学級編制及び 教職員定数に関 すること。	1 小中学校の学 級編制に関する こと。 2 教職員定数に 関すること。		1 県立特殊教育 諸学校の小中学 部の学級編制に 関すること。	
	9 特殊教育諸学 校就学奨励費に 関すること。	1 交付申請に関 すること。			
体育保健課	2 社会体育に関 すること。				
	4 競技スポーツ の振興に関する こと。				
	5 学校保健に関 すること。		1 教育研究推進 校に関する事 こと。 2 性教育に関 すること。 3 薬物乱用教育 に関する事 こと。 4 学校における 伝染病発生報告 及び終えん報告 の処理に関する こと。		
	6 スポーツ振興 審議会に関する こと。				
	7 学校職員及び 児童生徒の保健 管理並びに安全 管理に関する事 こと。		1 学校医・学校 歯科医・薬剤師 に関する事 こと。 2 健康診断に関 すること。 3 公立学校労働 安全衛生管理に 関すること。 4 結核対策委員 会に関する事 こと。		
	8 体育及び保健 関係団体に関す ること。				
	9 体力づくり熊 本県民会議に関 すること。				
	10 藤崎台県営野 球場、熊本武道 館、県立総合体 育館、県営八代				

	運動公園、県民総合運動公園及び熊本県総合射撃場その他体育施設（以下「県立体育施設」という。）に関する事 こと。				
11	総合型地域スポーツクラブに関する事 こと。				
12	体育及び保健に係る表彰に関する事 こと。				
13	学校職員の研修等に関する事 こと。	1 養護教諭の初任者研修及び経験者研修計画・報告に関する事 こと。	1 指導主事、学校管理職等の研修に関する事 こと。		
14	学校安全に関する事 こと。				
15	その他体育及び保健に関する事 こと。				

を

	分掌事務	教育長 専決事項	教育次長 専決事項	課長 専決事項	係長 専決事項
教育政策課	6 教育庁等の職員の人事及び研修に関する事 こと。		1 出納員及び会計職員の任免に伴う職員の内申に関する事 こと。		
高校教育課	1 県立学校における教育に関し、次に掲げる事務を行う事 こと。				
	(9) 児童、生徒の就学に関する事 こと。 (13) 障害児審査委員会に関する事 こと。		1 重複障害児の認定に関する事 こと。	1 特別支援学校の学校指定に関する事 こと。 1 障害児審査委員会の開催に関する事 こと。 2 審査依頼に関する事 こと。	
義務教育課	6 学校給食に関し、次に掲げる事務を行う事 こと。				
	(4) 学校栄養職		1 学校栄養職員	1 学校栄養職員	

	員の研修に関する こと。		の初任者研修計 画・報告に関する こと。	の初任者研修に 関すること。	
学校 人事課	1 学校職員の任 免、服従、表彰 その他人事に関 すること。	1 学校職員の任 免、分限、懲戒 に関する事 (教育委員会付 議事項、実習助 手、寄宿舍指導 員、技能労務職 員、教務主任等 及び県立特別支 援学校の主事の 任免を除く。)	1 県立学校の実 習助手、寄宿舍 指導員の任免に 関すること。	3 教務主任等並 びに県立特別支 援学校の小学部、 中学部及び高等 部の各部の主事 の任免に関する こと。	
	3 学校職員の給 与その他の勤務 条件に関するこ と。	1 昇格及び昇給 の発令に関する こと。		1 単身赴任手当 の決定に関する こと。	
	6 学級編制及び 教職員定数に関 すること。	1 小中学校の学 級編制に関する こと。 2 教職員定数に 関すること。		1 県立特別支援 学校の小中学部 の学級編制に関 すること。	
	9 特別支援学校 就学奨励費に関 すること。	1 交付申請に関 すること。			
	2 社会体育に関 すること。			1 市町村社会体 育施設の整備に 関すること。	
4 競技スポーツ の振興に関する こと。			1 国際交流事業 に関する事。		
5 学校保健に関 すること。		1 学校における 伝染病発生報告 及び終えん報告 の処理に関する こと。	1 教育研究推進 校に関する事。 2 性教育に関す ること。 3 喫煙、飲酒、 薬物乱用防止教 育に関する事。		
6 スポーツ振興 計画に関するこ と。	1 スポーツ振興 計画の策定に関 すること。				
7 スポーツ振興 審議会に関する こと。					
8 学校職員及び 児童生徒の保健 管理並びに安全 管理に関するこ			1 学校医・学校 歯科医・薬剤師 に関する事。 2 健康診断に関		

体育保健課	と。			すること。 3 公立学校労働安全衛生管理における産業医に関すること。 4 結核対策委員会に関すること。	
	9 体育及び保健関係団体に関すること。				
	10 体力づくり熊本県民会議に関すること。		1 体力づくり優秀組織表彰の推薦に関すること。		
	11 藤崎台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県営八代運動公園、県民総合運動公園及び熊本県総合射撃場その他体育施設（以下「県立体育施設」という。）に関すること。				
	12 総合型地域スポーツクラブに関すること。				
	13 体育及び保健に係る表彰に関すること。				
	14 学校職員の研修等に関すること。	1 養護教諭の初任者研修要綱に関すること。		1 指導主事等の研修に関すること。	
	15 学校安全に関すること。				
	16 その他体育及び保健に関すること。				

に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

